

事業主の皆さまへ

「ちば働き方改革共同宣言」賛同企業を募集しています！

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

国、県、労使団体及び金融機関が連携して千葉県における働き方改革等について取り組むことを目的として、平成28年9月7日に「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」を設置し、「ちば働き方改革共同宣言～働きやすさと働きがいのある雇用環境の実現に向けて～」を採択しました。

この取組の一環として、「ちば働き方改革共同宣言」の趣旨に賛同する企業を募集しています。

届出方法

「ちば働き方改革共同宣言」賛同書面様式に必要事項を記入の上、ちばの魅力ある職場づくり公労使会議事務局（千葉労働局雇用環境・均等室）あて届け出てください。

<届出及び問い合わせ先>

千葉労働局雇用環境・均等室

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎

電話 043(306)1860 FAX 043(224)7675

記載例

「ちば働き方改革共同宣言」賛同書面様式

～「ちば働き方改革共同宣言」に賛同します～

「ちば働き方改革共同宣言」の趣旨に賛同し、我が社の魅力ある職場づくりのために、働き方改革に取り組みます。

平成30年12月3日

会社名・事業所名	株式会社 労働
所在地	千葉市中央区中央*-*-*
代表者職・氏名	代表取締役 労働 太郎

【事業主のメッセージ】

我が社では、女性の活躍推進や仕事と家庭の両立支援に取り組んでいます。

さらに、若者、高齢者、障害のある方も積極的に採用し、継続勤務しやすい環境を整備するため、時間外労働の縮減や年次有給休暇の取得促進を図るとともに、生産性の向上にも取り組みます。

*【事業主のメッセージ】の記載は任意、内容は自由記載です。

平成30年11月末時点で80件の賛同をいただいております。

ホームページへの掲載等

「ちば働き方改革共同宣言」賛同書面を提出いただいた企業等については、企業名等を紹介させていただきます。詳しい情報は、千葉労働局ホームページをご覧ください。

トップページ下のバナーより

働き方改革

※賛同書面様式のダウンロードができません。

【お問い合わせ先】

千葉労働局雇用環境・均等室 企画部門

電話：043-306-1860

千葉労働局からのお知らせ

事業主の皆さま

男性従業員の育児休業取得を進めていきましょう

- ◎育児休業は、出産から原則1歳（保育所に入所できない等の場合は最長で2歳）まで取得できます。
- ◎出産した女性（母親）だけでなく、父親である男性従業員も育児休業を取得できます。
- ◎配偶者が専業主婦でも休業できます。
- ◎男性従業員が妻の出産後8週間以内に休業した場合には、2度目の育児休業が取得できます。
- ◎両親がともに育児休業を取得した場合には、1歳2か月までの間の1年間、育児休業を取得することができます。
- ◎期間は、休業可能期間の範囲内で本人が希望する期間を申出することができます。
例えば、妻の出産後、2週間だけ育児休業を取得することもできます。

＜育児休業制度については、雇用環境・均等室 指導部門 TEL：043-221-2307＞

両立支援等助成金（出生時両立支援コース）

助成金も活用ください

男性労働者の育休取得

おもな要件

- 男性が育児休業を取得しやすい職場づくりのため、★のような取組を行うこと。
- 男性が子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業を取得すること。

育児目的休暇の導入・利用



- 子の出生前後に育児や配偶者の出産支援のために取得できる休暇制度を導入すること。
- 男性が育児目的休暇を取得しやすい職場づくりのため、★のような取組を行うこと。
- 上記の新たに導入した育児目的休暇制度を、男性が、子の出生前6週間または出生後8週間以内に合計して8日以上（中小企業は5日以上）取得すること。

- ★ **取組の例**
 - ・子が生まれた男性に対して、管理職による育休取得の勧奨を行う
 - ・管理職に対して、男性の育休取得についての研修を実施する など

インターネットでの検索→

両立支援等助成金 厚生労働省 検索



＜両立支援等助成金については、雇用環境・均等室 企画部門 TEL：043-306-1860＞

千葉労働局からのお知らせ

テレワークの導入を支援します

厚生労働省では、企業のテレワーク導入を支援するため、以下のような取組を実施しています。

テレワーク相談センター

テレワークの導入に関する様々なご相談に無償で対応します。

※全国の企業が対象

TEL 0120-91-6479

メール sodan@japan-telework.or.jp

URL <https://www.tw-sodan.jp/>



テレワークセミナー

テレワークをする際の労務管理のポイントや活用事例の紹介など、セミナー形式で必要な情報を提供します。労務管理やセキュリティ面での課題等に関して個別相談会も実施します。



訪問コンサルティング

テレワーク導入・活用の専門家を3回まで無償で派遣します。



労働者向けイベント

テレワークの活用事例の紹介や、テレワークによる仕事の体験を通じて働く方にテレワークのメリットをお伝えしています。

【コンサルティング内容】

- ◆ テレワーク規定の整備に関すること
- ◆ テレワーク時の労働時間管理に関すること など

【申し込み先】テレワーク相談センター